

2021 年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（1月募集）

[一般入試〔素養重視方式〕・外国人留学生入試]

小 論 文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 14ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのも）以外のものは置かないください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末（腕時計型、眼鏡型など）・携帯型音楽プレイヤー等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2021年1月24日（日）

小論文

問題

次の資料〔第 201 回国会 衆議院 財務金融委員会 第 4 号（令和 2 年 02 月 21 日（金曜日））会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- （1） A 国務大臣は、わが国の税制の現状方針を国家ビジョンの観点からどのように述べていますか。
- （2） 地域格差の問題に対し、税制面では地方拠点の強化税制などで対応しようとしていますが、A 国務大臣は、地域格差の是正が難しいとの現状評価をしています。その理由を述べなさい。
- （3） Y 政府参考人は、賃上げ及び投資促進税制における要件強化が「大きなビジョン」に沿う見直しであると説明しています。どのような点で「大きなビジョン」に沿うものであるか説明しなさい。
- （4） 交際費等の損金不算入制度の見直しについて、Y 政府参考人は国家ビジョンの観点からどのように説明していますか。
- （5） 連結納税制度の改正と持続的な経済成長との関わりについて、Y 政府参考人はどのように説明していますか。
- （6） H 委員から世帯単位での所得税の課税のメリットが示されたにもかかわらず、Y 政府参考人は世帯単位での所得税の課税に問題があると述べています。どのような問題があると述べられていますか。

資料〔第201回国会 衆議院 財務金融委員会 第4号（令和2年02月21日（金曜日））会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○委員長（T君） これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。…これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。H君。

○委員（H君） RM・K・S・MのHです。本日も質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。…

それでは、本日は所得税法等の一部を改正する法律案についての質疑ということで、この前の委員会で、税のあり方、国家のビジョン、こういったことをお伺いしましたが、まず、税のあり方についてもう一度、この前の議論を踏まえて御質問をさせていただきたいと思えます。

先日の委員会で、A大臣は、国家の向かう方向、課題というようなことで、幾つかキーワードをお話しになりました。その中で、経済の好循環を達成させるとか、今一番大きな問題は人口問題ということで少子高齢化だ、先ほども同僚議員の中でその質問がありましたけれども、あと、生活が多様化しているとか国際化が進んでいる、そういった中で、やはり安心して暮らせるような社会をつくっていかねばいけない、こういったことだったと思えます。

こういった中で、今ある税制について、こういったところに、こういった方針で、その税のあり方、どこに重きを置くとか、こういった効果を望んでこういった税制にしているとか、こういった現状について、どのように考えられているのか、現状の方針を教えてください。

○国務大臣（A君） 過日の財金委でしたか、H先生の方から国家ビジョンについてのお話が基本的にあったんだと思いますが、その際には、たしか、経済再生と財政再建の両立というのが一点と、それから、人口問題に限らず、世の中が構造変化しておりますので、それに適切な対応ということ、この二点を主にお答えさせていただいたように記憶します。

より具体的なことを言えば、経済財政運営に当たっては、例えば民間主導、民需主導の持続的な経済成長というものを実現していくということで、例えば、今お諮りをしておりますこの令和二年度の予算は百二兆ということになっておりますが、この百二兆七千億の支出に対して、入ってくる金というのは六十三・

五兆ということにとどまっておりますので、これは、さらなる高齢化とか少子化とかいうものを考えていきますと、保険というか、いわゆる社会保障関係の給付が大きく増加していくということになって、そういった状況の中で、国民のいわゆる老後とかそういった安心、安全といった社会保障というものを次世代に引き渡していくためには、持続の可能性というのを維持していくということが、これは財政的には一番重要だと思っております。

同時に、今言われましたように、人口減少とか働き方とか人生設計とか、多様化になってきていますし、国際化していますし、グローバル化していますし、また、経済自体もデジタル化とかいろいろな問題が出てきておりますので、経済社会の構造変化というものにどうやって適切に対応していくかというのも、これは欠かせない視点だろうと思っております。

その上で、税制のあり方を考えるに当たっては、いわゆる財源というものの調達機能とか再分配の機能とかいった税の基本的役割とか、公平、公正、簡素といったような基本的原則というものを十分に踏まえた上で、先ほど申し上げましたように、個別の税制に加えて、税制全体のあり方というものを検討する必要がありますんだということを思っております。

このような認識に基づきまして、例えば消費税で言わせていただければ、国民が広く受益する社会保障の費用を、いわゆる働く世代だけに集中するのではなくてあらゆる世代が広く分かち合うという観点から、社会保障の財源と位置づけて、昨年十月に、全世代型の社会保障へと転換していくため、一〇%に引上げを行わせていただいたので、今後の税制のあり方、これまでの改正の効果というものを見きわめつつも、経済社会の情勢の変化等々を踏まえて検討する必要がありますものだと考えております。

○委員（H君） 具体的な話としまして、社会保障を持続可能な形で、経済成長していく中で、社会保障に力を入れていくために消費税を使っていく、これはわかるんですけども、それ以外に、所得課税があったり資産課税があったり、消費課税といろいろ、その中で税目というのがいろいろあるわけですけども、そういった中で、国家ビジョン、まあ社会保障はわかるんですけども、安心して暮らしていくという。でも、その上で、成長もしていかなければいけない、経済を再生していかなければいけない。そのために、どういったところに今税制の問題点があるのか、どういったところにもっと税のあり方、変えていかなければいけないとか、そのあたりの認識を教えてください。

○国務大臣（A君） 例えば令和二年度の税制改正で言わせていただければ、提案理由の説明の中で申し上げさせていただきましたように、持続的な経済成長を実現して、経済社会の構造変化というものに対して対応するという観点からこの税制改正は行わさせていただくものだ、そう思っております。

具体的には、経済成長の実現に向けて、いわゆる企業は自分の中だけでやるのではなくて、いろいろな意味でのオープンイノベーションというものの促進に係る税制上の措置とか、また、連結納税制度の抜本的な見直しを行うこととさせていただきます。

また、経済構造の変化というものを踏まえまして、例えば、全ての一人親家庭に対するいわゆる公平な税制の実現とか、NISA、つみたてNISA等々の見直し等々を行うこととしておりますが、こうした改正は、先ほど申し上げたようないわゆる国家ビジョン等々、長期的なものに沿った考え方に沿ったものだと考えております。

○委員（H君） 基本的な考え方も伺いしたかった中で、令和二年度の改正の方向性について今触れていただいたんですけれども。

大臣が先ほどおっしゃられたように、税の公平、中立、簡素、こういった原則の中において、今、全体の税制の中でどういった項目に問題があるとか、それについてどういった方向性に持っていこうかというようなこと、国家ビジョンの中におきましてどういうふうに問題を認識して今後の方向性を考えているのか。今年度の改正に限らず、これからの行く末も踏まえて、もう一度御回答いただけますでしょうか。

○国務大臣（A君） これは、残りの税制というのは所得税とか法人税とかいうことになるんだと思いますけれども、所得税の再分配機能というものを考えるという観点から、平成二十五年度以降、所得税の最高税率というものを、いわゆる四〇%から四五%に引き上げさせていただきます。

また、よく言われる金融所得課税というものに関しましても、これは税率を引き上げさせていただいて、二〇%から二五%というものに、上場株式等々に関してはそういうように税制を変えさせていただきました。

また、高所得者に対します基礎控除というものの適用制限というものを、二千五百万円に、基礎控除を適用させるというのを下げさせていただくということで、二千五百万超で基礎控除は適用なしということの施策を既に講じてきたところだと思っております。

法人税もありますが、これはもう、広く負担を分かち合う構造へと改革して、企業の収益力というものが拡大するのに向けて前向きな投資というものを積極的に促すという観点から、課税ベースの拡大により税源をしっかりと確保しつつ税率というものを引き下げるといような、企業の成長志向に資するようないわゆる改革を行ってきたとっておりますので、そういったような形で、先ほど申し上げたような国家ビジョン全体に沿った形で、基幹三税のうち残りの二税につきましては、今申し上げたようなことを考えて、長期的にもその方向で進んでいくべきものだと思っております。

○委員（H君）　そういった、今、方向性をお話いただきましたが、今の社会を考えたときに、所得については所得格差が広がっているのではないかと、こういうふうな指摘があります。そんな中で、こういう格差というのは、地域の格差といったものもあります。

そういった格差をこれからどういうふうな、まあ、縮めていくんだと思うんですけども、そういった方向を考えたときに、今の方向性でそこは縮まるのかどうなのか、このあたりの認識、教えていただけますか。

○国務大臣（A君）　これはもう実にいろいろな意見が出ていますので、一つの話ですけれども、例えば、金融所得課税というもので、株の売買、売却によって得た利益に関しましては、これまで税金が一〇%かかったものが二〇%に上げられていると思いますが、これを更に上げるべきではないかと等々の御意見というのが出されておられますので、これは令和二年度の、J党の中でも税制調査会の中の提案として、この点を考えるべき等々の意見が出されておられますので、いろいろな形が考えられる。一つの例として申し上げれば、そういう例があろうかと思えます。

○委員（H君）　例えば、もう一つ、地域の格差、こういったものを是正していく、ないしは、地域が過疎化していつている、こういった中で税制の向かうべき方向、こういったことについて、大臣、何か考えているようなことがあれば教えてください。

○国務大臣（A君）　これは、もっと話が、地域間格差がありますので、静岡と福岡と大分違いますから、状況が。そういった意味では、これは一概にこうすればどうなるというふうな話ではないから、これは難しい話なんですけれども。

域の置かれた環境もあるだろうし。産業構造が変わって、鉄というものは、昔、七万人からおられましたからね、鉄鋼所というのは。今はあそこに七千人しかおられないと思うんですけれども、十分の一になっていますから、人口としてはもう激減したということが言えるんだと思いますが。そういったような、企業が大きく変化した。

私ども筑豊でいえば、炭鉱で何十万とおられた労働者が間違いなく数百人に減りましたから、そういった意味では、いろいろな産業構造の変化によって地域構造が変化するというのも、これはある程度避けて通れないところだと思いますが、今の場合のように、どういう評価をしておられるかといえば、税制改正ぐらいでなかなか移っていかない。一点。

もう一つは、やはり産業構造が変化して、二次産業から三次産業と言われるようなものに移行していますから。日本人は昔から、御存じのように、ひなびたところよりみやびたところの方が好きですから、間違いなく。みんな京都を目指したわけですからね、昔は。だから、それと同じように、みやびたところに行くということになっていますと、都市というところの方の魅力というのは、ひなびた田舎よりみやびた都の方に行きたがるという心理というものは、これはなかなか日本の場合は難しい。

お断りしておきますけれども、海外はそうじゃありませんよ、別に。ひなびたところの方にどんどん人が行っていますから。そういうところもありますので、みやびたところばかり行っているわけではない。

だから、それは国の国民性にもよるんだと思いますが、なかなかこの話は、これをすればすぐよくなるというようなアイデアがあるわけではないと思いますが、時間をかけて、ちょっと、一極集中の弊害というのも確かにありますので、それを薄めていくという努力というものは、これはみんなでやらないかぬ大事なところだと思っております。

○委員（H君） ありがとうございます。

今、大臣がおっしゃられたように、そんな簡単な話ではないということで、それで、産業構造も変わっていろいろ多様化している中で、税制もきめ細かくなければいけないのかな。しかし、その中で、簡素化、簡素なものでもなければいけない。そういったある種矛盾することをどう解決していくかということなんだと思うんですけれども、それについてまたいろいろ知恵を絞っていかなくてはならないということを申し上げさせていただいて。

先ほど、今回の税制改正についての方針をお伺いしましたが、幾つかちよっ

と具体的に教えていただきたいなというところがございまして、賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直しというのを今回されております。これによって、大体、今度、七十億円ぐらいの増収になるということで、促進するハードルもちょっと上げたんだと思うんですけれども、それによって入ってくるお金がふえるようになったということだと思えるんですけれども、これは、大きなビジョンとの関係におきまして、なぜ今回この見直しを行ったのか、この点について、ひとつ教えてください。

○政府参考人（Y君） 今委員御指摘のいわゆる賃上げ、投資促進税制、二年前につくられたものを要件を厳しくするという案になっております。

これにつきましては、他の法人減税をするに当たっての財源確保という意味もございまして、ビジョンという御指摘ですので、そういう視点で申しますと、成長促進、あるいは成長と分配という大きな眼目のもとで、成長して、それをみんなで分かち合っていくんだという意味で、賃上げの促進あるいは投資の促進、両方をやっていくということが大事なわけでありまして、それを更に推し進めていくと言うとちょっとおこがましいですけれども、ガバメントリーチとして可能な範囲でそれを側面支援していくという改正だったと存じます。

○委員（H君） 支援していくというような言われ方をされておりますけれども、厳しくしていくということは、そこへの手当を薄くしていくということになるんですけれども、ほかのところに回していくということにもつながっていくのかなと思いますが、そういった意味では、この見直しというのは、余り効果が上がらなかったという認識なのかどうか、ここのところを教えてください。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

効果が上がらなかったという認識では必ずしもございません。委員も御指摘になりましたけれども、財源確保という意味も実際ございましたので、裏を返せば、その部分によって恩典が損なわれるといたしますか、そぎ落とされる対象者がおられるということでございますので、効果は実際、そういう意味ではあったわけです。

しかし、要件を深掘りするといえますか、厳しくさせていただくことによって、より多くの設備投資をしっかりとやっていただいた方に恩典が行くようにリフォームをさせていただくという意味でございまして。

○委員（H君） ありがとうございます。

もう一つ、交際費等の損金不算入、これの見直しをすることによりまして税収はふえるということになっておりますけれども、これについて、国家ビジョンとの関係でどういう方針でこういう見直しをされたのか、教えてください。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

交際費に係る特例につきましても、新しい減税をさせていただく上での財源確保という意味もございましたけれども、今、ビジョンということでもございましたので、そういう観点から申しますと、一部の大企業における接待飲食費の特例によって、交際費が大きく変化しているとは必ずしも言えないといえますか、これはもう相対的な評価になるんですけれども、ポジティブではあるんですけれども、そのポジティブな度合いが、大きな規模の企業になればなるほど、その度合いが低減していくということが統計上見られましたので、その大きな企業、とりわけ大きな企業についての恩典を一部割愛させていただいた、こういうことでございます。

○委員（H君） 財源確保ということもあるという中で、今のお話ですと、一部、効果も薄いから、ほかのところに財源を向けていく、こういった理解をしましたが、その中で、では、全体として、持続的成長をしていくに当たって効果が出ているという判断なのか、それとも効果は上がっていないのか、これまでの状況を教えてください。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

交際費課税につきましては、数年前に改正を行いまして、交際費に係る法人課税を一部緩める形をとりました。中小企業についても、別途改正をして緩める形をとりました。

それらの効果というものは、必ずしも、ほかの要因と相まって効果が出てくるということでしょうから、税制による効果というものを特定して申し上げることはできませんけれども、その後、実際支弁されている交際費支出の動向を見ますと、プラスにきいている部分はあると認識しております。

○委員（H君） なかなか効果の測定は難しいんだとは思いますが、ただ、一つ一つ評価をした上で次の改正を行っていかねばいけないと思いますので、そのあたりはしっかりやっていただけたらなということを申し上げます。

させていただきます。

それともう一点、連結納税制度改正というのが今回ありますけれども、この趣旨説明をしていただいた際に、今回の連結納税制度の改正は、持続的な経済成長の実現のためにというような項目の中で位置づけられていましたけれども、この制度の改正というのは手続を簡略化するようなイメージがあるんですが、これと持続的な経済の成長と、どのようにこの改正がかかわっているのか教えてください。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

連結納税制度は、企業グループの一体性に着目をいたしまして、企業グループを一つの法人であるかのように見立てて、法人税を一括して課税する仕組みでございます。

この制度は、平成十四年度の導入から十数年たっておりますけれども、企業グループがみずからの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきたと認識しておりますけれども、一方で、親法人に情報等が集約していないですとか、税額計算が煩雑で修正、更正に時間がかかり過ぎるですとか、あるいは、組織再編税制と若干の違いがあつて中立性が損なわれている部分があるといった御指摘がございました。

こういったことを踏まえまして、今回、連結納税制度の適用実態ですとかあるいはグループ経営の実態を踏まえまして、日本の企業が効率的にグループ経営を行い、競争力をより十分に発揮できるように見直しをすることといたしたものでございます。

その見直しによりまして、一体的な、効率的な経営を後押しすることで、企業の国際競争力の維持強化が図られることを期待しております。その観点から、持続的な経済成長に資するものと考えております。

○委員（H君） 効率的な企業経営に資するから経済成長にも資する、こういうふうに理解しました。ありがとうございます。

続きまして、今回の税制改正で、いろいろ改正した方がいいのではないかと指摘されている項目の中で改正されていない点について、幾つか、その状況を教えていただきたいなと思います。

まず一つ目は、ちょっと法人税関係についてお伺いいたします。

企業会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にのっとって会計を行っています。しかしながら、税務の観点から、その会計の結果をそのまま

使うのではなくて、さまざまな調整をした中で税金の計算をする、法人税の計算をするということになっております。

その中で、やはり簡素であるべきだというようなことから考えますと、企業会計の結果をできるだけ尊重し、なるべく税務の調整が少なくなるようにした方がいいという考えを持っているんですけども、それについてどのように方針を考えられているのか、まず教えてください。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業会計と税制と申しますか、税務会計と申しますか、根本的な狙いとするところが違っておりますので、おのずと何を表に出していくかという部分が違ってまいります。

ただ、その違いを前提として、国際的な標準もにらみながら、企業が効率的に運営ができ、かつ成長に資するような税制にしていかなければいけないというふうに考えております。

○委員（H君） そうですね。

効率的にできるようにしていかなければいけないという中で、かなり会計と税務の違いというのが残っておりまして、例えば引当金についても、賞与引当金、退職給付引当金、これが廃止される、会計上は計上されておりますけれども、税務上の損金算入が認められなくなったというような状況があります。貸倒引当金についても、金融機関等につきましてもは損金算入は認められますけれども、一般の企業でも、貸倒引当金、重要な金額を計上されているところもございまして、その損金算入を認めた方がいいのではないか、こういった意見があります。

引当金全般について、やはり、その金額が不確かということではなくて、賞与引当金でも退職給付引当金でも、法的債務としてほぼ同額の支給がなされるというような金額的な妥当性というものも会計上検証された上で計上されている金額でございまして、これも税務上も損金算入を認めた方がいいと思うんですけども、これについて御見解をお願いいたします。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

引当金に関しましてですけれども、企業が計上いたします各種の引当金につきましてもは、具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積りというのが基本ではございます。公平性、明確性という課税上の要請から申しますと、不

確実な費用又は損失の見積計上ということは極力抑制すべきでございますし、また、引当金制度が企業・産業間の実質的な税負担の格差を生み出し、非中立な影響を与えているおそれもございます。そうしましたことから、社会経済的な意義、影響等を視野に入れて、これまでも見直しを行ってきたところでございます。

もう既に御案内のことでございますけれども、賞与引当金については、課税の明確化、統一性を図る観点から、賞与について、原則実際に支給をした日の属する事業年度の損金に入れるということで、平成十年度に廃止をいたしました。退職給与引当金につきましても、税制が企業の給与の支給形態に対して影響を及ぼしているなどの指摘を踏まえまして、平成十四年度に廃止をさせていただきました。そして、貸倒引当金につきましても、平成二十三年十二月の税制改正で、損金算入ができる法人を中小企業や銀行などの一定の金銭債権を有する法人に限定するという見直しをさせていただいております。

こういった流れにございますので、一部確定しているではないかという御指摘が先ほどございましたけれども、基本的な流れは、きちんと、透明性と公正性と、しこうして公平性を確保するという流れに来ているかと存じます。

○委員（H君） ありがとうございます。

それと、厚生労働省の審議官、済みません、遅くなりました。退室していただいて結構です。申しわけございませんでした。

今、引当金についてお話を伺いました。中立性の立場から見直しも行われたという、そのあたりはちょっとよく理解できなかつたんですけれども、どちらかというところ、これは財源確保のためにというような性格が強いのかなというような思いもございますので、そういったことからしますと、やはり税務と会計の一致という意味でも、金額の正確性という意味でも認めていただいた方がいいんじゃないのかなというふうに思います。

もう一つ、電話加入権についてですけれども、これも、昔はたしか十万円ぐらいで電話加入権を購入していたような気がするんですけれども、今、もうその金額というのはかなり下がりましたし、市場で売買するにしても低価格になっていたと思います。

これについても、税務上も償却できるような形に変更してはどうかという意見が多々ありますが、これについて御見解をお願いいたします。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

電話加入権につきましては、法人税法上、固定資産として位置づけられておりまして、一般の機械のように、時の経過とともに徐々にその価値が減少するものではございませんし、また、御指摘のとおり、権利の譲渡が可能でございます。といったことなどから、土地などと同様に非減価償却資産とされておりました、損金算入を認めていないところでございます。

また、資産の評価損につきましては、企業会計は、株主等の利害関係者の保護といった観点から、原則として積極的に行うものとされておりますけれども、法人税法におきましては、租税回避等につながりやすいといったことから、原則として損金の額に算入をいたさないということになっております。

こうした電話加入権の法的な性格ですとか法人税法の考え方を踏まえまして、慎重な検討を要するものと存じております。

○委員（H君） 今、電話加入権は非減価償却資産ということですが、減損会計も導入されまして、減損損失も計上されております。それも含めて、税務上も損金算入できるようにした方がいいんじゃないかなという考えを持っておりますので、これについてもまた機会があれば質問をさせていただきたいと思っております。

そして次に、少子高齢化、人口問題にもかかわるところなんですけれども、世帯単位での課税を、今度は所得税の話ですけれども、所得税の課税をしてはどうか、こういったこともかねてから検討もされていると思っております。

大臣も、少子高齢化、非常に重要な問題だと位置づけられております。税務上どういったことが対応できるのか、いろいろ検討されていると思っておりますけれども、フランスなどでは、世帯単位での所得税の課税によって、子供が多ければ多いほど所得税がどんどん下がっていくというようなメリットがあるということで、人口増加にも一定の効果があった、こういったデータもございます。

そういったことを踏まえまして、この世帯単位での所得税の課税についてどのように認識されているのか、御回答をお願いいたします。

○政府参考人（Y君） お答え申し上げます。

いわゆるN分N乗方式をとっているフランスのような、世帯単位、なおかつ子育てにポジティブであろうとされる税制ということはもうかねてから言われておりまして、主税局におきましても二十年以上検討されてきました。ただ、やはりどうしても幾つかの問題がございまして、なかなか難しいというのが本音でございます。

これは、日本の所得税が採用しております個人単位の課税ではなく、フランスでやられている世帯単位の課税でありまして、家族の構成に応じて税負担が調整される仕組みであることはよく知られておりますけれども、政府税調のレポートにも指摘がございますけれども、共働きに比べて片働きの世帯が有利になるということがございましたり、あるいは、より大きな利益が高額所得世帯にもたらされるということなどなどの問題がございますのでなかなか難しいというのが、今、私どもが考えているところでございます。

○委員（H君） 今、幾つか課題があるというふうにおっしゃられました。それも理解はできるんですけども、ただ、大臣が重要な課題だということで挙げられているわけですから、それについての対応というの、税務上できることを考えていただいた方がいいかなと思います。…以下、略。